

## コミュニティ・市民参加の充実

### 第1節 市民と行政との 協働体制の確立

- (1) コミュニティ活動の促進
- (2) 市民協働体制の確立
- (3) ボランティア・NPO活動との連携

### 第2節 交流連携の強化と 国際交流の推進

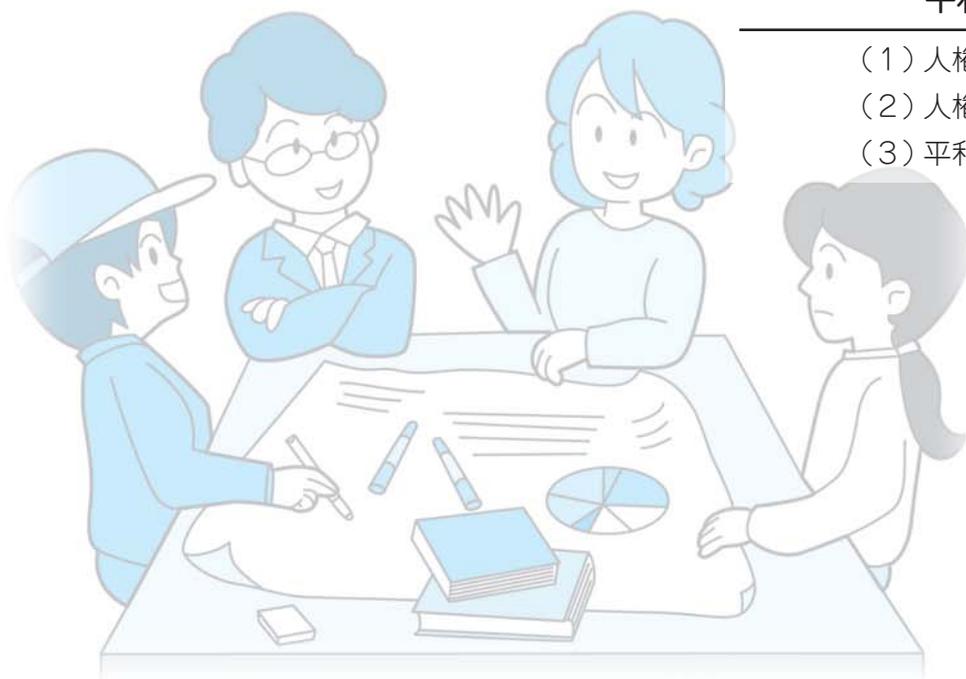
- (1) 都市、地域間交流の推進
- (2) 姉妹・友好都市などとの交流推進
- (3) 市民レベルの国際交流への支援

### 第3節 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画計画の策定と推進
- (2) 男女共同参画推進施策の充実
- (3) 啓発活動の推進

### 第4節 人権意識の向上・ 平和な社会の推進

- (1) 人権相談・啓発の推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) 平和な社会の構築



# 第1節 市民と行政との協働体制の確立

基本計画

## 現況と課題

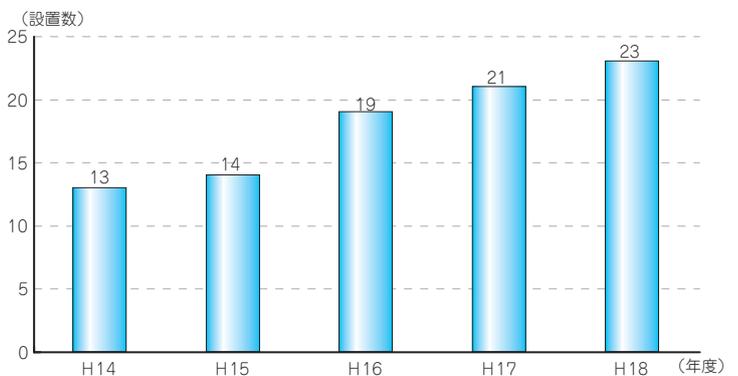
地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、市民の視点に立った行政運営や市民と行政との役割分担によるまちづくりが求められるなかで、まちづくりの担い手である地域のコミュニティ組織による活動はますます重要となってきています。

本市においてもNPO\*1による社会貢献活動が活発化し、数多くのNPOがそれぞれの専門性を活かしながら活動しているほか、各地区のコミュニティ組織や団体が、様々な分野にわたって、活発な活動を展開しています。

このようななかで、コミュニティに関わる施策の重要性はますます高まってきており、これまで以上に「自分たちのまち自分たちでつくる」という自治意識のもと、地域コミュニティ組織を中心とした、市民と行政とがそれぞれ蓄積してきた経験や実績を持ち寄り協力する、新しい体制づくりが必要となってきています。

また、多様化する市民ニーズに対応し、市民と行政との協働体制を確立するためには、ボランティア団体・NPOが持っている専門性と専門知識を大切にしながら、行政とのパートナーシップによる、まちづくりがますます重要となってきています。

### NPO数の推移



資料：群馬県NPO・ボランティア推進課



市民ふれあい議会

### 市民会議の提言



市民ができること

●市民が考え、市民が実践する「渋川市民会議」を設立し、日本一住みたいまちをつくるため、定住人口の増加に向けた取り組みの検討や、市民が作る市民のための市民大学の設立に向けた検討を行い、オンリーワンのまちづくりを目指す。



市民と行政が協働できること

●学生たちが気軽に参加できるボランティア組織をつくりたい。

### 市民意識調査



- 各世代が交流できる場と機会を充実してほしい。
- 計画段階からの市民参加機会の充実
- あいさつ、礼儀、マナー、常識、人情に厚い市民が多いまちにしたい。
- 市民ができることをもっと探す。

市民参加の充実  
コミュニティ

# 基本方針

市民による地域に密着した自発的なまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりへの市民参画を積極的に進め、市民と行政との協働体制の確立を目指します。

## 施策の展開

### (1) コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を促進するため、活動の拠点となる集会施設の整備やコミュニティ活動に対し支援します。

また、市民と行政とが互いに情報交換を密にし、それぞれの役割を果たしながら、住みやすい地域を目指します。

### (2) 市民協働体制の確立

市民参画による協働体制を確立していくため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」の自治意識を向上させ、市民と行政の役割分担に応じた市民参画の協働体制づくりや地域のコミュニティ組織と連携し、地域ごとに特色のあるまちづくり活動の支援を充実します。

また、市民意見公募\*2などの手法により、広く市民の意見を反映した行政運営を推進します。

### (3) ボランティア・NPO活動との連携

地域づくりに貢献するボランティア団体やNPOとの連携を密にし、活動状況を的確に把握しながら、団体の自主性と主体性を最大限に尊重し、団体相互の連携強化を図ります。

また、各種ボランティア団体やNPOの連携窓口となる活動拠点の整備などについて検討を進めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
NPO数	23団体	33団体

\*1 NPO：「特定民間非営利組織」のことで、Non Profit Organizationの略です。

社会的な使命、目的をもって自発的、継続的に活動を行い、営利を目的とせず、有償の場合、余った収益は分配しないで次の活動のために再投資する団体をいいます。

\*2 市民意見公募：行政が計画などを策定する際に、事前に原案を公表し、市民がこれについて意見を述べる手続きのことです。

## 第2節 交流連携の強化と国際交流の推進

### 現況と課題

国際化が進展するなか、市民と行政との協働による国際的視野に立ったまちづくりがますます求められています。海外都市や市域を越えた市町村との交流や連携を図っていくことは、交流先について理解を深め、本市の歴史や文化などの地域特性を再発見することができ、豊かなまちづくりを進めるための原動力となるものです。

本市では、国内外の都市と歴史、文化などの違いを越え、それぞれの特性を活かした様々な交流を進めてきました。

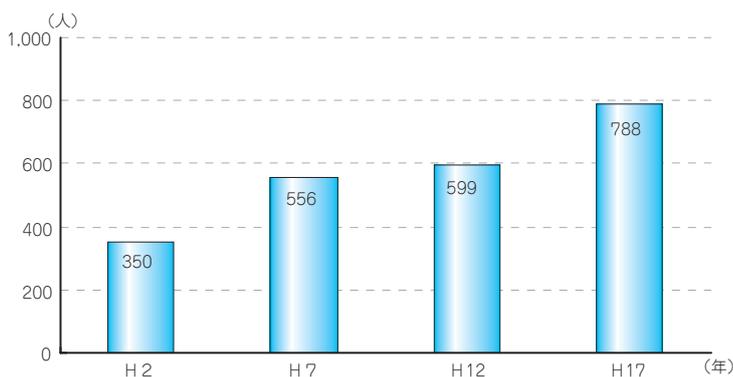
国外では、イタリア共和国2都市、オーストラリア連邦1都市、アメリカ合衆国1都市の計4都市と姉妹・友好都市として、教育、産業、観光などの分野での交流を深めてきました。

また、市内に在住する外国人は、平成17年で788人となっており、年々増加の傾向にあり、在住外国人との共生社会の実現が求められています。このことから、市民レベルの国際交流活動の中心的役割を担う渋川市国際交流協会に対して積極的な支援を行っています。

今後とも、海外姉妹・友好都市や国内他市町村との有意義な交流を進めていくため、今までの交流実績を踏まえ、本市の特性を積極的に発信し、私たちの住む地域の素晴らしさを再発見していく必要があります。

また、市民レベルの国際交流への支援としては、渋川市国際交流協会をはじめとした市民団体と行政が連携し、外国人生活相談や国際理解講座、ボランティア会員を中心とした交流会など様々な活動を展開するほか、海外姉妹・友好都市との交流を通じ、より一層の国際理解を深めるとともに、在住外国人が安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組む必要があります。

#### 外国人登録者数の推移



資料：外国人登録原票



在住外国人との交流を目的とした「バーベキュー交流会」

#### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 地域の特色を利用して国際化の推進を図ってほしい。

#### 市民意識調査



- これまで築いてきた交流を絶やさないう感謝の心とゆとりある地域づくりをしたい。

# 基本方針

本市の歴史・文化と観光・産業などの地域特性を活かし、市域を越えた市町村との連携の強化、海外姉妹・友好都市との相互交流を推進するとともに、外国人と共存できるコミュニティの形成を図ります。

## 施策の展開

### (1) 都市、地域間交流の推進

これまでの交流実績を踏まえながら、交流先の国内他市町村との情報交換を密に行い、それぞれの地域の歴史や文化などの特性を活かした交流事業を進めることにより、本市の地域特性を市内外への発信と再発見に向けた取り組みを推進します。

また、市民活動や学校教育などの交流に加え、農産物や農産加工品の流通など経済面での交流や伊香保温泉をはじめとした各地区の温泉のPRを行い、多様な交流を推進します。

さらに、全国へそのまち協議会\*1と連携し、「日本のまんなか」として国内外に向けて情報発信し、交流人口の拡大を図ります。

### (2) 姉妹・友好都市などとの交流推進

国際的視野に立ったまちづくりを進めるため、海外姉妹・友好都市と教育、産業などの分野で個性を活かした相互交流の推進を図ります。また、これら都市への中学生の派遣や受け入れを行い、国際性豊かな人材の育成の取り組みを推進します。

### (3) 市民レベルの国際交流への支援

渋川市国際交流協会をはじめとした国際交流関係団体の活動に対し、積極的に支援し、市民レベルの国際交流活動の充実に努めるとともに、在住外国人が安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現を推進します。

また、海外の文化や習慣などについて市民への理解を深めるため、渋川市国際交流協会が実施する国際理解講座や語学講座をはじめ、生活情報の提供や各種相談業務の充実に促進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
都市交流事業への参加者数	121人	180人
国際交流事業への参加者数	721人	830人

\*1 全国へそのまち協議会：全国各地のへそのまち(中心地・重心地)を標榜する自治体が、まちづくりの情報交換や各種事業の実施を通じて、それぞれが特色あるまちづくりを推進する目的を持って設置された組織です。平成18年度現在、6自治体が加盟しています。

# 第3節 男女共同参画の推進

基本計画

## 現況と課題

平成11年度に「男女共同参画社会基本法」が制定され、目指すべき社会への法的基盤が整備されました。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割意識は、依然として根強く残っています。男だから、女だからという枠をはめず、社会の対等なパートナーとして、ともに責任を担いながらその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で参画する男女共同社会の実現が大きな課題となっています。

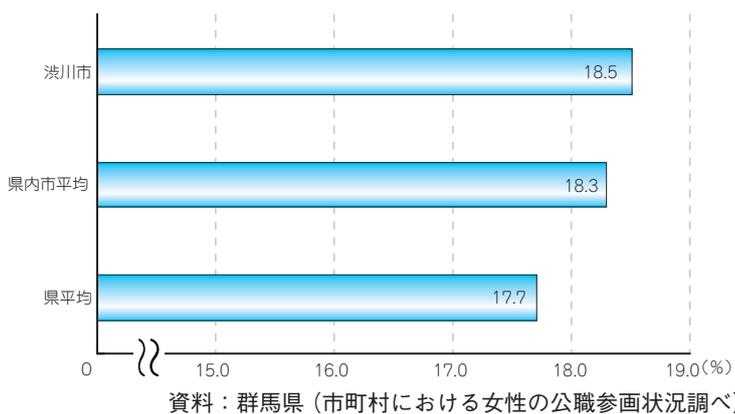
本市においても、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会\*1の実現を目指して、新たな「男女共同参画計画」の策定を進めています。

男女共同参画社会実現のための課題は、非常に広範囲に及びます。男女共同参画とは直接関係ないと思われる領域であっても、その施策が結果として女性と男性に対して偏った影響を与えることも考えられます。

そのため、各施策や事業の取り組みにおいて、男女が共に参画し、新たに策定する計画を積極的に推進する必要があります。

また、あわせて男女共同参画に関する認識を深め、定着させるためのわかりやすい広報・啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

審議会における女性の比率 平成19年3月末



両親学級

コミュニティ  
市民参加の充実

# 基本方針

職場・学校・地域・家庭などの社会のあらゆる分野において、市民と事業者が連携して男女平等の理念のもとに協働する環境づくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 男女共同参画計画の策定と推進

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえながら、本市における男女共同参画社会の実現を目指して、新たな「男女共同参画計画」を策定し、事業の効果的な推進を図ります。

### (2) 男女共同参画推進施策の充実

市民が身近な部分から男女共同参画の問題を考え、解決していけるよう施策の充実を図ります。

各施策の実施にあたっては、男女共同参画推進懇談会を設置して、広く市民の意見などを取り入れながら市の取り組み状況に関する問題点を点検するとともに、理解と協力を求めています。

また、委員会や審議会などへの女性委員登用を積極的に進め、男女共同参画による地域づくりを推進します。男女共同参画社会の形成を図る上では関係機関や各種関連団体の行う取り組みが重要であることから、男女共同参画に対する理解を広く呼びかけるとともに、連携を強化し、男女共同参画社会構築に向けた取り組みや社会参加促進の支援を進めます。

### (3) 啓発活動の推進

市民や事業所などがそれぞれの役割を担いながら一体となって、職場で、学校で、地域で、そして家庭で、男女共同参画社会構築に向けた問題解決を図ることができるよう、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づいた意識啓発活動を推進します。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
セミナーなどへの参加者数	358人	920人

\*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益を均等に享受することができ、共に責任を担うべき社会のことです。

# 第4節 人権意識の向上・平和な社会の推進

基本計画

## 現況と課題

世界では、今なお武力による争いが絶えません。この背景には、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在があります。すべての人々の人権の尊重を基礎として恒久平和の理念に基づき平和の尊さ、戦争の悲惨さを忘れることなく、次代に引き継ぐことは、私たちの大切な責務のひとつです。

本市では、人権相談の日を設け、いじめ・体罰や家庭内の問題、プライバシーの侵害問題など非常に幅の広い問題への相談に応じています。

人権教育では、生涯学習の観点から、人権に関するポスターや標語の募集、研修会、講演会を開催し、人権意識の高揚を図っています。

また、家庭や学校では、実践教育や教職員の意識の高揚、保護者に対する啓発活動を通して、豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善悪の判断など、子どもにとって健全な人間関係を築くことができるよう支援に努めています。

平和推進活動としては、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、これを踏まえて作文やポスターと標語を市民などから募集し、平和広告塔を設置するなど、平和の大切さについて周知を図るとともに、市民平和団体への活動支援を行っています。

今後、人権相談窓口の充実を図るとともに、いじめ問題やインターネット利用に代表される新たな人権問題なども生じていることから、日常的に、家庭、学校、地域社会において、人権について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めるための啓発活動の推進を図るとともに、子どもたちの人権感覚を育て、思いやりのある態度や行動がとれるよう、より一層の人権教育の充実が必要です。

平和な社会の構築に向けては、引き続き平和の尊さを市の内外に発信し、争いのない安全で安心な市民生活を守っていくことが必要です。

平和推進ポスターと平和作文応募者の推移



※H14～17は、旧渋川市の応募者数

資料：企画課



平和推進のための広告塔

コミュニティ  
市民参加の充実

# 基本方針

すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現を推進します。

## 施策の展開

### (1) 人権相談・啓発の推進

すべての人々の人権を尊重し、市民が平等で平和に暮らせる社会を実現するために、人権相談窓口を充実するとともに、家庭、学校、事業所、地域社会などあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念に関わる啓発活動を推進します。

### (2) 人権教育の推進

教育の出発点である家庭教育の支援や社会教育施設を中心とした学級・講座の開設など、人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重ポスターや標語の募集事業を実施して、市民の人権意識の高揚を図ります。

学校教育のなかでは、子どもの発達段階に応じた効果的な教材の開発やカリキュラムの整備を行うとともに、指導者の資質の向上を図り、学校・地域の実態に応じた各学校の創意工夫による取り組みを進めるなど、子どもの人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育を推進します。

### (3) 平和な社会の構築

次代を担う子どもたちに、早くから平和の尊さに気づき理解してもらえるよう、ポスター、作文の募集事業を実施するとともに、市民平和団体への支援を行うなど、様々な事業を通じて、平和な社会の構築に向けた市民平和運動を推進します。

「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、平和憲法のもと、非核三原則\*1を堅持し、全世界からの核兵器の廃絶と真の世界平和を強く希求するための啓発活動を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
人権ポスター応募率	65.8%	85.0%
平和映画上映会参加者数	120人	260人

\*1 非核三原則：「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という原則のことです。